



平成27年4月20日

各 位

会 社 名 株式会社 エストラスト
代 表 者 代表取締役社長 笹原 友也
(コード番号：3280 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 藤田 尚久
(TEL. 083-229-3280)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年5月27日に開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成27年5月27日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役及び監査役会に係る規定の削除、取締役及び取締役会に係る規定の変更等並びにこれらの変更に伴う条数の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日 平成27年5月27日（水）（予定）

以上

別紙

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関)
第4条～第17条 (条文省略)	第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。</u>
第4章 取締役及び取締役会	(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
(取締役会の設置)	第5条～第18条 (現行どおり)
第18条 <u>当社は取締役会を置く。</u>	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(削除)
第19条 当社の取締役は10名以内とする。	(員数)
(新設)	第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。
(取締役の選任)	2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(選任方法)
2 (条文省略)	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
3 (条文省略)	2 (現行どおり)
	3 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="228 371 491 405">第29条 (条文省略)</p> <p data-bbox="244 468 464 501">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="228 515 767 739">第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="459 898 536 931">(新設)</p> <p data-bbox="300 1375 695 1408">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p data-bbox="459 1471 536 1505">(新設)</p>	<p data-bbox="798 371 1098 405">第30条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="812 468 920 501">(報酬等)</p> <p data-bbox="798 515 1337 835">第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="812 898 1150 931"><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p data-bbox="798 947 1337 1314">第32条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="924 1375 1209 1408">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="812 1471 1150 1505"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="798 1520 1337 1744">第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><u>(監査等委員会議事録)</u> 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会議事録)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第41条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第42条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p>	<p>(会計監査人の報酬)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p>
<p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
	<p><u>附則</u></p> <p><u>変更後第4条並びに第4章、第5章（変更前定款第5章の削除を含む。）及び第6章の規定並びにこれらに伴う条数の変更は、平成27年5月27日開催予定の第17回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずる。なお、本附則は上記の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>